

□新規 ■継続 □継続【一部新規】

要 望 事 項	高品質りんごの安定生産に必要なかんがい及び防除用水環境の整備について
---------	------------------------------------

要 望 先	国	
	県	農林水産部農村整備課

要 望 内 容	<p>○ 岩木川水系作沢川<small>さくさわ</small>における水利使用に関する許可開始日の変更について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 当市の相馬、下湯口、悪戸地区におけるかんがい及び防除用水については、「岩木川水系作沢川における水利使用に関する河川法第23条及び第24条の許可」により、毎年4月11日から取水を開始し、その後、揚水機場から末端の給水設備へ配水の準備を行い、実際には4月中旬からの使用となっております。しかしながら、近年の地球温暖化などの影響による気候の変化で、りんご栽培の作業が前倒し傾向にあることや、りんご黒星病をはじめとする病害虫予防に対する危機意識の高まりから、当該地区の受益者から取水可能日の前倒しを要望されていることに加え、りんご生産情報の発表から、第1回目の薬剤散布時期までの期間が短いことから、より早期の施設の準備の必要性が生じております。</p> <p><b>【具体的内容】</b></p> <p>○ 作沢川における水利使用にかかる取水期間について、現行の「4月11日から9月1日まで」を、「4月1日から9月1日まで」と許可内容の変更申請をしていただきますようお願いいたします。</p> <p><b>【効果等】</b></p> <p>○ 適切な用水確保により、意欲ある次世代の担い手に農地が継承されるとともに、安定的に高品質りんごの生産が可能となり、将来にわたって日本一のりんご産地が維持されます。</p>

現在までの主な経過・参考事項	<p>&lt;参考事項&gt;</p> <p>≪過去5年の第1回目の薬剤散布時期（県農業情報サービスネットワーク調べ）≫</p> <p>平成29年度 4月22～23日頃（ふじの展葉1週間後頃） 4月14日発表</p> <p>平成30年度 4月11～12日頃（ふじの芽出し当時の特別散布） 3月29日発表</p> <p>平成31年度 4月25～26日頃（ふじの展葉1週間後頃） 4月11日発表</p> <p>令和 2年度 4月17～18日頃（ふじの展葉1週間後頃） 4月8日発表</p> <p>令和 3年度 4月14～15日頃（ふじの展葉1週間後頃） 4月9日発表</p> <p>≪過去4年の給水施設の使用可能日（市農村整備課調べ）≫</p> <p>平成30年度 4月19日</p> <p>平成31年度 4月16日</p> <p>令和 2年度 4月15日</p> <p>令和 3年度 4月16日</p>
----------------	--

担当部課：農林部農村整備課

県の処理方針（農林水産部 農村整備課）	
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市相馬、下湯口、悪戸地区650ヘクタールのりんご樹園地のかんがい用水等は、作沢川の相馬頭首工において取水しています。</li> <li>・現在、河川管理者から水利使用の許可を得て取水できる期間は、4月11日から9月1日までとなっています。</li> <li>・取水期間の変更にあたっては、河川管理者に対して変更許可申請を行い、許可を取得する必要があります。</li> <li>・このため、県では、本年3月に河川管理者と変更許可申請のための事前協議を行いました。河川管理者から、取水期間の変更や必要水量等に関する説明資料の提出を求められています。</li> </ul>
処理方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、弘前市の協力を得ながら、取水期間の変更や必要水量等の変更許可申請に必要な資料を作成し、9月から河川管理者と事前協議を行っています。</li> </ul>